

令和3年3月31日

公立及び民間の保育施設関係事業施設長
並びに保護者各位

石垣市長 中山 義 隆
〔公 印 省 略〕

県外に渡航した場合の出勤・登園の判断基準の変更について（お知らせ）

保育施設をご利用中の保護者の皆様また各保育施設の運営にご尽力を頂いている保育施設関係の皆様には、日頃から新型コロナウイルス感染症対策にご理解、ご協力を頂き心から感謝申し上げます。

令和2年9月28日付発出「県外に渡航した場合の出勤・登園の判断基準の変更について（通知）」により、本人（保育施設職員や在園児）が県外から帰島した場合、帰島後7日間は保育施設職員の出勤、乳幼児の登園を控えていただくよう通知しておりました判断基準を今後は、県内・県外を同一基準とし下記によることといたします。

引き続き新型コロナウイルス感染拡大防止、旅行届の提出、予防対策の徹底及び帰島後の対応をお願いいたします。

なお本取組みの終了期限につきましては、国内における新型コロナウイルスの感染者数及び情報等に基づき総合的に判断してまいります。

記

1 郡外（県内・県外）に移動した場合の登園・出勤の判断基準について

(1) 郡外への移動については、新型コロナウイルス感染症予防対策を遵守し併せて、旅行届（様式1）の提出及び帰島後2週間の健康観察、感染拡大防止対策を徹底し、登園・出勤を可とする。

(2) 新型コロナウイルス感染症予防対策（渡航中の遵守）

- ①移動中は大人数での会食はせず、普段一緒にいる人と会食する場合においても、長時間にならないようにする。（会食は、感染拡大防止対策を十分に行っている店舗で行うこと）
- ②旅行届を各園長へ提出する。（届出書は各園にて保管し、市が求めるときに提出する。）

(3) 新型コロナウイルス感染拡大防止対策（帰島後の遵守）

- ①登園前の検温及び健康観察シートの記録を確実に行うこと。（帰島後2週間）
- ②家族以外の人や同僚等との会食を自粛すること。（帰島後、最低1週間）
- ③高齢者等のハイリスク者との接触を避けること。（概ね2週間）
- ④体調の変化がある場合は、感染拡大防止のため各施設長へ速やかに申し出ること。

(4) その他

- ①八重山郡外より転入してくる関係職員及び郡外移動した職員に関して、最低1週間程度は歓迎会を含め会食等は、控えること。

(5) 適用日 令和3年4月1日から適用とする。